

平成25年度 旭川市奨学金 申込みのご案内

～高校・大学・専門学校等へ通う方に、
修学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～



・ ・ 申請書の受付期間 ・ ・

平成25年3月1日（金）～3月25日（月）

・ ・ 提出先及び問い合わせ先 ・ ・

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎 2階

旭川市 子育て支援部 子育て相談課 子育て相談係

電話 25-9107

平成25年度 旭川市奨学生募集要項

1 応募資格

- (1) 旭川市民の子で、学業成績が優秀であり、経済的理由で修学困難な人。
- (2) 各種奨学団体から奨学金の給付及び貸付けを受けない人。

2 貸付額（無利子貸付）

区 分	高校・高専（１～３年） 高等専修学校（准看）等	大学・短大・専門学校（修業年 限２年以上）・高専（４・５年）
国公立	月額 9,000円 年額 108,000円	月額 24,000円 年額 288,000円
私 立	月額 18,000円 年額 216,000円	月額 33,000円 年額 396,000円

※ 貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限を限度とします。

※ １年制の専門学校、大学院や通信制学校等は対象になりません。

3 奨学金の交付

年３回（６月、８月、１２月）に各４ヵ月分をまとめて、奨学生の口座へ振り込みます。

4 返還方法

奨学金は、卒業後１年据え置いて１０年以内に、年賦・半年賦または月賦払により返還していただくことになります。返還方法は、口座振替（各返還月の末日引落し）でお願いします。

【参考】

ア 私立大学生で４年間貸付を受けた方（月額 33,000 円）は、合計 1,584,000 円となりますので、10 年月賦払で、毎月 13,200 円の返還となります。

イ 私立高校生で３年間貸付を受けた方（月額 18,000 円）は、合計 648,000 円となりますので、10 年月賦払で、毎月 5,400 円の返還となります。

5 申請の方法

(1) 募集期間

平成25年3月1日（金）から平成25年3月25日（月）まで

（申請用紙は平成25年2月18日（月）からお渡しします。）

(2) 申請用紙の受領及び提出先（郵送による受付はいたしません。）

旭川市 7 条通 10 丁目 第二庁舎 2 階

旭川市 子育て支援部 子育て相談課 子育て相談係 電話 25-9107

6 申請書類及び添付書類

(1) 提出書類

①奨学金貸付申請書（連帯保証人が必要です）

※上記申請書には次の書類を必ず添付してください。

②学業成績証明書（学校長の発行するもの）

③平成24年1月～12月の間の保護者の収入状況を証明する書類

（源泉徴収票，勤務先からの給与証明等，確定申告の写し，その他）

④住民票（学生本人及び保護者について，その属する世帯全員の本籍・続柄記載のもの）

⑤合格通知書の写し（平成25年入学予定者）又は 在学証明書（在学生）

(2) 連帯保証人について

連帯保証人を2名つけていただきます。2名のうち1名は保護者又はこれに代わる方とし，もう1名は旭川市内に居住し，独立の生計を営む方とします。保証期間が長期に渡りますので，ご高齢の方，転勤・転居予定のある方は避けてください。

※奨学生に選定された場合は，2名の連帯保証人の印鑑登録証明書も必要となります。

なお，連帯保証人は奨学金の貸付けを受けた本人と同等の責任を負うことになります。

(3) 書類記入・作成上の注意について

○署名・押印は，本人が行ってください(学生・保護者で同じ印の使用は不可)。

○『成績証明書』は，大学・専門学校，高校入学の場合は，それぞれ『高校3年間分の成績証明書』，または『中学3年間分の成績証明書』が必要となります。最終学年1年分だけの成績証明書とならないよう注意してください。

○『収入状況を証明する書類』は，学生の保護者のもので，平成24年の12か月分が必要となります（無職・無収入期間がある場合は申告してください）。

○申請書提出の際は，訂正印（申請書に使用した学生及び保護者の印鑑）を持参してください。

7 選考と採否決定

提出された書類をもとに，旭川市奨学生等選考委員会で選考のうえ，**4月上旬**に決定し，本人へ通知します。

採用された場合は，**4月中旬**に市役所が日程を指定する貸付説明会に出席して，貸付手続（借用証書の提出）をしていただきます。

8 次年度以降（進級時）の貸付手続

次年度以降も貸付を希望する場合は，奨学金借用証書及び学業成績証明書を年度毎に提出する必要があります。毎年2月に実施する継続希望調査時に，手続きしてください。

9 奨学生の届出義務

次のような場合は，直ちに連絡をしてください。

(1) 休学，転学，退学又は留年したとき。

(2) 申請書に記載した奨学生又は連帯保証人に係る事項に変更があったとき。

(3) 他の奨学金の貸付又は給付を受けたとき。

10 貸付金の停止又は廃止

奨学生が次の事項に該当した場合には、貸付けを停止、廃止または減額します。

- (1) 正当な理由なく休学、転学又は退学したとき。
- (2) 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。
- (3) 傷病その他の事由により成業の見込みがないとき。
- (4) 他の奨学金の給付又は貸付けを受けたとき。
- (5) 奨学生の保護者が市外に転出したとき。

11 奨学金返還の猶予

奨学生が次の事項に該当し返還が困難であると認められる場合には、申請により返還を猶予することがあります。

- (1) 引き続き当該学校に在学し、又は在学する学校の正規の修業年限を超えて進学したとき。
- (2) 疾病、災害その他やむを得ない理由により返還が困難と認められるとき。

12 奨学金返還の免除

奨学生が次の事項に該当し返還ができなくなった場合には、申請により返還を免除することがあります。

- (1) 死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (2) 心身に著しい障害が生じ返還ができなくなったとき。

13 その他

詳細その他問い合わせ先は、次のとおりです。

旭川市 子育て支援部 子育て相談課 子育て相談係
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎2階
電話 0166-25-9107